
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.391 2024/4/19

1 景品表示法施行規則等の改正について

令和6年4月18日、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」（令和5年法律第29号。以下「改正法」）の施行に伴い、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第54号）が公布され、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」（平成28年内閣府令第6号）が改正されました。

また、改正法において、優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が、是正措置計画を提出して内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする「確約手続」が導入されたことから、新たに「不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令」（令和6年内閣府令第55号）が定められました。

この他、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成26年内閣府告示第276号）の改正等も行われました。

施行期日は、改正法の施行の日〔令和5年5月17日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日〕とされています。

【主な改正事項】

1 事業者の自主的な取組の促進

優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることで迅速に問題を改善する、確約手続が導入されました。

また、課徴金制度における返金措置が弾力化され、特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）が許容されることとなりました。

2 違反行為に対する抑止力の強化

課徴金制度が見直され、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定が整備されるとともに、違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定が新設されました。

また、罰則規定が拡充され、優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）が新設されました。

3 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

措置命令等における送達制度の整備・拡充および外国執行当局に対する情報提供制度の創設がなされ、国際化の進展への対応が進められました。適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定が新設されました。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling#amendment

2 「第1回 機能性表示食品を巡る検討会」資料掲載について

4月19日、消費者庁は標記検討会を開催し、ホームページに資料を掲載した。

会議資料

https://www.caa.go.jp/notice/other/caution_001/review_meeting_001/meeting_001